

高等学校における 特別支援教育の充実に向けて

東洋大学ライフデザイン学部教授 これえだ き よ じ 是枝喜代治



1 はじめに

新学習指導要領（平成 29 年改訂）では、高等学校における通級による指導が平成 30 年度から制度化されることが盛り込まれた。これは小・中学校において通級による指導を受ける児童生徒数の増加に伴い、「中学校で通級による指導を受ける生徒数の変化は（平成 5 年：296 名→平成 26 年：8,386 名で約 28 倍）」、高等学校でも学びの連続性を重視した取り組みを進めていくべきとする考え方に基づいている。また、これらの背景には発達障害のある生徒の高等学校での在籍率の増加などが考えられる。

文部科学省が平成 21 年に実施した複数の自治体における調査では、高等学校に進学する発達障害のある生徒の割合は約 2.2%で、課程別では全日制の推定在籍率（1.8%）に比べ、定時制 14.1%，通信制 15.7%，専門学科 2.6%，総合学科 3.6%となっている。

高等学校における特別支援教育の展開は、発達障害のみを対象としたものではないが、多様なニーズを抱える生徒に対する「合理的配慮」の観点からも、高等学校において効果的な特別支援教育システムを確立することは喫緊の課題といえよう。

2 高等学校における特別支援教育の充実に向けて

高等学校では入試というハードルを越えて入学する生徒を対象とすることから、特別支援教育という概念そのものが浸透しにくい状況にある。しかし、特別なニーズのある生徒が高等学校に在籍する割合が増加

傾向にあることも事実である。こうした生徒たちは、小学校時代からいじめや不登校などを起因とする情緒的な問題など、実に多様な生育歴を抱えながら学校生活を送ってきた。したがって、単に発達障害の特性への対応だけでなく、本人の自己肯定感を高めることや、家庭環境上の問題に配慮した対応にも比重をかけていくべきである。

また、発達障害が考えられる生徒の中には言葉の概念（複雑な指示等）が理解しづらい生徒も多い。曖昧な言葉や表現で対応するよりも、教師と生徒とのルール（個別の約束など、紙面に記した契約形式のもの等）を話し合いで決めていく対応などが望まれる。学習上の課題を抱える LD 傾向の生徒には、本人の状態に合わせて、テスト時間を伸ばしたり、大きなフォントの問題文を作成したりすることも一案である。さらに、評価に関してはテストの成績のみでなく平常点（授業への参加度や提出物など）で補填していくことも心掛けたい。

授業に関していえば、特に座学形式の授業では教科書やプリント類を利用して授業を展開する場合が多い。しかし、発達障害など、特別なニーズのある生徒の場合、文章の意味理解が不十分なため、講義形式の授業では十分な内容理解に至らないことも多い。アクティブラーニングなど、教師と生徒が双方向で内容を確認したり、生徒同士で教え合える授業を展開したりすることが大切である。その上で、個々人の特性を踏まえた「合理的配慮」を検討していくことが望まれる。以下に高等学校での授業改善に向けた指針等を紹介していく。

①高等学校でも聞いただけでは理解できない生徒が多いため、視覚情報を上手く活用していく（板書の有効活用等）。②50分間集中して取り組むことが難しい生徒が多いため、授業途中にリラックスタイムなどを設け、短い時間帯での繰り返しの学習を心掛ける。③漢字の読み書きなどは年齢相応にできないと考え、漢字にルビを振った教材等の作成を工夫する。④生徒との信頼関係を構築し、学びやすさを共に考えていくことを常に意識する。⑤課題面と共に自分の得意な面を理解するなど、個々の生徒の特性に合わせた自己理解を推進する。⑥場をわきまえた適切な行動が取れるなど、卒業後の社会生活の中で、より良く生きていくための社会常識の理解を深める。⑦問題解決力を高め、困ったときの対処方法などを理解する。例えば自分では解決できなくても、特定の人に相談するなどの人的資源（家族以外で日頃から生徒を側面的に応援できる人）があることは重要である。

上記は一例ではあるが、学校の状況に応じて、共通する指針を確認することで、校内での組織的な支援へとつながっていく。

3 英国のエデュケーションビレッジの試み

インクルーシブ教育先進国の一つである英国の例を紹介する。エデュケーションビレッジは2006年のブレア政権下に開設され、民間に施設整備と公共サービスの提供を委託する手法のもとに作られた学校群である。公立の初等学校、中等学校、特別学校の3校が同じ敷地内に作られ、2歳～19歳までの児童生徒が1,400名在籍している。学校運営に関しては、3校共同の運営委員会が、インクルージョンの推進、地域・コミュニティの優先課題の解決などに取り組んでいる。

年齢や障害の種類、程度によって、交流の時間や形態は様々であるが、基本的にこの学校群では、年齢や障害種に関係なく、全ての子どもが同一の敷地内で授業を受けている。教育課程は異校種・異年齢交流が行えるように、各学校（部門）間の授業時

間や休み時間等の時間軸を合わせたり、広い廊下を挟んで、通常の学級と特別学校が容易に交流を展開できるような設備配置にしたりするなど、学校開設の時点で相互の交流を意図した設計がなされている。特に学校群のタイムテーブルを統一させたカリキュラムの運営に関しては、今後、高等学校で通級による指導を展開する際の教育課程の編成や日課表作成などに多くの示唆を与えてくれる内容である。



エデュケーションビレッジの中庭と教室の風景

4 おわりに

高等学校で特別支援教育を推進していくには、まずは特別なニーズのある生徒の状況を教師一人一人が十分理解することから始まる。その上で、教師集団が協働して課題解決にあたる「学校力」を高めていくことが重要となる。そのためには、①特別なニーズのある生徒に対する授業改善を積極的に押し進めること。②日頃から生徒のことを話し合える雰囲気づくり（同僚性）を確立すること。③多様性を尊重する学校文化（臨床心理士や学校ソーシャルワーカーなどの異なる専門職の参画）を構築することが重要である。

しかしながら、高等学校における特別支援教育は義務教育とは異なり、単位認定や進級の問題などから、システムとして導入しにくい状況にあることも事実である。まずは学年や担当者間で話し合い、できることから無理なく進めていくことが大切である。そうした取組の中で、気になる生徒の情報収集や事例研究を進め、生徒指導部会等の組織を拡大・発展させていくことが望まれる。教師個人の裁量だけに頼るのでなく、チームとして組織的な支援を検討していくことは、継続性のある校内システムの構築に役立っていく。

高等学校における通級による 指導の制度と準備の状況

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 たなか ゆういち 田中 裕一



1 はじめに

平成 28 年 12 月、学校教育法施行規則及び文部科学省告示が改正され、平成 30 年度から高等学校における通級による指導が実施できることとなった。現在、都道府県及び政令市の教育委員会を中心に、導入についての検討、準備が進められている。

本稿では、高等学校における通級による指導の導入に向け、制度の概要と準備の状況について紹介する。

2 高等学校における通級による指導の制度化の意義

通級による指導とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に 1 単位時間～8 単位時間（LD、ADHD は月 1 単位時間から週 8 単位時間）までを標準とし、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことである。

障害のある幼児児童生徒の教育においては、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。そのためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、児童生徒の多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を充実させることにより、

児童生徒一人一人の十分な学びを確保していくことが必要となっている。

高等学校では、これまで、障害のある生徒に対して、通級による指導を実施することは可能となっていなかった。今後、通級による指導が実施されることにより、これまで各学校において実施されてきた通常の学級における授業での配慮や学校設定教科・科目の設定等の取組に加え、生徒一人一人の教育的ニーズに即した、より適切な指導及び必要な支援が可能となることが期待される。

3 制度の概要

特別の教育課程を編成するにあたっては、生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることとなる。なお、通級による指導を高等学校学習指導要領に規定する必修教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動、及び専門学科及び総合学科において全ての生徒に履修させるものとされている、専門学科における専門教科・科目及び総合学科における「産業社会と人間」について、替えることはできないこととされている。

障害に応じた特別の指導とは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」のことである。これは、特別支援学校の自立活動の目標とするところであり、幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生

活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとしている。その内容は、特別支援学校学習指導要領において、6区分26項目（平成29年度4月に幼稚部・小学部・中学部について6区分27項目に改訂。平成29年度末又は平成30年度初めに高等部について同様の改訂を予定）が設定されており、各教科・科目のようにその全てを取り扱うのではなく、個々の生徒の状態や発達の程度等に応じて必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて指導内容を設定することとされている。

自立活動の指導を行うにあたって、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。その場合、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導を、各教科・科目の内容と関連付けて行うことであり、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではないことに注意が必要である。

生徒が、その在籍する学校以外の学校において通級による指導を受ける場合（いわゆる他校通級の場合）、当該生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、当該在籍する学校の特別の教育課程に係る授業とみなすことができ、当該授業も在学する学校の授業の一部にカウントし、単位認定することができる。

4 制度導入に向けた取組

高等学校における通級による指導の制度化にあたり、平成28年11月、文部科学省において都道府県・政令市教育委員会を対象に、制度改正説明会及び「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」（以下「モデル事業」という。）の実践事例報告会を開催した。また、（独）国立特別支援教育総合研究所（以下、「研究所」という。）において、都道府県教育委

員会・政令市教育委員会を主な対象に、制度の内容及び導入に必要な準備事項に関する研修会を平成28年度中に2回開催した。

また、文部科学省において、高等学校における通級による指導の実施準備の手引書及びモデル事業における取組をまとめた実践事例集を作成し、平成28年3月、都道府県・政令市教育委員会に配布した。

平成29年度、研究所において、都道府県・政令市教育委員会の高等学校における通級による指導に関わる指導主事及び担当することが予想される教員を対象とした指導者養成研修を実施している。5、8月に1泊2日で行われ、1月にも行われる。

文部科学省においては、平成26年度に開始したモデル事業を平成29年度まで継続するとともに、平成29年度限りの事業として、平成30年度から通級による指導を開始する学校を対象に、新たに「高等学校における特別支援教育拠点校整備事業」を実施している。当該事業では、採択校において、特別の教育課程の編成が可能となるとともに、教員加配と事業費の措置が行われる。モデル事業については13校、拠点整備事業については23校が採択されている。

今後は、平成30年度の制度化以降、高等学校の教員加配の中で必要な教員を措置できるよう、関係省庁と協議していく予定だ。

5 おわりに

文部科学省と特別支援教育総合研究所が実施したアンケート調査では、40近くの都道府県及び3政令市が平成30年度から通級による指導を実施することを予定している（都道府県は平成28年12月、政令市は平成29年5月調査）。

千葉県高等学校における障害のある生徒に必要な支援が届けられるよう、今後とも、関係者の皆様の御協力を賜りたい。

高等学校における特別支援教育の充実に向けて

県教育庁教育振興部特別支援教育課

平成 19 年 4 月の文部科学省「特別支援教育の推進について」の通知では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されることが特別支援教育の理念の 1 つとされた。今回は、その理念のもと、障害のある生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立って、高等学校（以下、「高校」）の特別支援教育を考えていきたい。

1 高校を取り巻く特別支援教育の状況

高校では、合理的配慮や発達障害を含む困難のある生徒への対応などに取り組む中で、今後も障害のある生徒一人一人の教育的ニーズに対応した支援を進めるにあたり、高校を取り巻く特別支援教育には、次のような状況があることを確認しておきたい。

(1)第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（平成 29 年 10 月策定）

生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、共生社会の形成に向けた特別支援教育を推進する本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画である。本計画は、県教育委員会HPにも掲載しているので、高校の教職員にもぜひ、御一読をお願いしたい。

(2)連続性のある「多様な学びの場」の構築

特別支援教育は、全ての学校で行われるものであることから、例えば、中学校の通常の学級から特別支援学校高等部へ、特別支援学校中学部から高校に進学するなど進学の形態は様々である。学校間での行き来が容易になっている中で、「学びの連続性」を確保することがますます重要となってい

る。なお、本県の中学校特別支援学級に学ぶ生徒の高校への進学状況は、平成 28 年度の卒業生 879 名のうち 160 名が公立高校に進学している。

(3)新しい学習指導要領

平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂された。その中で、障害の状態等に応じた指導方法等の工夫など従来に比べ特別支援教育の記述を大変充実させている。高等学校学習指導要領の改訂は本年度末を予定しているが、改訂後は高校における特別支援教育の充実に関する記述を十分に確認する必要がある。

(4)「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」

「個別的教育支援計画」は、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的に作成されるものである。県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの構築に係る「合理的配慮」の充実と「基礎的環境整備」の推進の観点から、その作成と活用の充実を掲げており、高校においても「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」について理解を深めていく必要がある。

2 高校における特別支援教育の推進

県教育委員会では、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」に基づき、高校における発達障害のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のために次の取組を行っている。

(1)高校の教職員を対象とした各種研修

当課では、障害に対する理解啓発や専門性の向上を図ることを目的に、高校の特別支援教育コーディネーターを対象とした連

絡会や新任研修会、発達障害等のある生徒への支援方法を内容としたティーチャーズトレーニング研修を実施している。県総合教育センターでも、障害を基礎から学ぶ研修など、平成29年度は29事業46講座が開設されている。

(2)県特別支援教育専門家チーム派遣事業

発達障害を含む障害のある生徒への望ましい教育的対応等について、教職員を対象とした研修会や事例検討会に県専門家チーム委員を学校に派遣している。

(3)特別支援アドバイザー事業

学校の要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」が学校を訪問し、障害のある生徒の指導や支援の在り方等について、助言・援助を行っている。

(4)研究指定校による特別支援教育に関する研究

高校における特別支援教育の充実に関して、県立幕張総合高校と県立佐原高校が研究を進めている。また、発達障害等の障害のある生徒への指導・支援の充実を図るため、校内支援体制整備の推進をテーマとして、県立長生高校と県立市原八幡高校が研究を進めている。各校の研究成果は、今後、県内の各高校に周知し、参考にできるように考えている。

(5)指導・支援の参考となる資料

①「高等学校における学びを支えるための支援ガイドブック」(平成24年3月)

②「～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～すべての教員に求められる特別な教育支援Q & A」

(平成25年3月)

③発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

(平成29年3月 文科省)

この他にも資料は、作成されているので参考にしていきたい。

3 県立船橋夏見特別支援学校における研究指定の取組

県立船橋夏見特別支援学校では、平成28・29年度に県教育委員会の指定を受けて、高校に対する特別支援学校のセンター的機能の充実に関する研究を行っている。この

研究から自校の課題を洗い出し、特別支援教育の充実に向けた取組を検討する参考資料としてほしい。

(1)研究目的

高校における特別支援学校の現状を明らかにするとともに、高校に対するセンター的機能の課題や有効な手立てを考察することを目的とし、葛南地区にある公立高校を対象として、各校の現状等を調査している。

(2)調査による結果から見た現状

校内の支援体制は約8割の学校で整備されているが、外部機関の支援や職員向け研修を実施している学校は約5割程度である。また、肢体不自由、病弱・身体虚弱、慢性疾患、発達障害などの障害のある生徒が在籍し、支援のニーズがあることを確認できた。ただし、生徒の障害の状態の見立てや具体的な指導支援の実践に課題がある。

(3)調査結果のまとめ

研究では、高校における特別支援教育の現状を踏まえ、高校に対する特別支援学校のセンター的機能が周知されていないことを課題としてあげている。そして、有効な手立てとして、自立活動の視点を活用して高校と特別支援学校の連携が必要であるとしている。

本研究を含め、特別支援学校における研究は、平成30年1月24日に県教育会館にて報告会を開催する予定であるので、高校にも今後の参考として参加をお願いしたい。

4 特別支援教育の推進に向けて

高校における特別支援教育は、長期的展望では、高校が自らの力で特別支援教育を充実できる力を持つことが大切である。特に、特別な支援を必要とする生徒が、大学や企業に進む場合に学校で蓄積された支援内容や方法などを進路先に円滑に引き継ぐ連携体制を築くことが重要となる。県教育委員会では特別支援教育の充実に向けていくことから、高校においても充実に向けた施策について、先生方には関心を高めていただけるようお願いしている。

互いを認め、共に育つ学校であること

～佐倉南高校とさくら分校の交流と連携～

県立佐倉南高等学校長 なかはら 中原 あきこ 章子



県立佐倉南高等学校の中に、平成24年度、県立印旛特別支援学校さくら分校（以下「さくら分校」）が設置されてから、今年で6年目を迎えました。両校は、同じ一つの校舎の中に、全日制普通科高校と特別支援学校高等部が併置されている全国でも珍しい形態の学校です。今回は、県立佐倉南高校側からの視点に立って、これまでを振り返り、さくら分校との交流・連携に関する取組を紹介させていただきます。

1 両校のあらまし

県立佐倉南高校（以下「佐倉南」）は、昭和58年創立、今年で34年目を迎える全日制普通科の高等学校です。JR佐倉駅に近く、周りは農村部の雰囲気を残しつつも、閑静な戸建て住宅地と整備された工業団地があり、通称“太田の丘”に立つ桜が見事な学校です。現在、各学年5クラス、全校15クラスの中堅規模校です。地域の普通科高校としては唯一の情報コースがあり、ユネスコスクール加盟校として各種ボランティア活動が活発な学校です。

一方、さくら分校は平成24年度「県立印旛特別支援学校さくら分校」として、この佐倉南の中に設置され、高等部普通科職業コースとして、自力登校のできる生徒を対象に、各学年2クラス16名、全体では6クラス48名規模となっています。将来の職業的自立を目指し、一般的な教科学習に加えて、フードデザイン（パン・菓子製造）、農園芸（野菜・花栽培）、メンテナンス（清掃）、クリエーション（革工芸等）の、4つの実習コースがあります。また、就労に備えて校外での職場実習にも熱心に取り組み、さくら分校の先生方の

指導により、これまで卒業時の全員就労を達成しています。

2 交流と連携の取組

これまで両校は、職員・生徒間等の様々なレベルでの交流・連携を通じて、その関係を築いてきました。この5年間の取組を振り返るとき、当初心配されていた生徒間のトラブルは全くと言っていいほどなく、現在まで穏やかな日常が展開されています。交流についても、どのような形態・内容が良いのか、様々な試みの中で、定着し充実してきたものもあれば、その年だけで後に続かなかったものもあります。さくら分校設置以来の両校協議会（年2回）や合同職員研修会（年1回）は両校間の連携の基本です。それに加えて、文化祭や講演会、避難訓練といった行事での生徒の交流や職員の連携、佐倉南の書道の教員による、さくら分校の生徒への書初め指導、さくら分校の先生・生徒による佐倉南の生徒へのパン作り研修や、分校の生徒による手作りパンの販売などは着実に定着し充実してきています。一方、両校の生徒が授業で同じことを一緒にやるといった、交流することを意識しすぎ、お互いにちょっと無理して頑張ったものは続いていません。生徒にとって良い交流とは何か、それを支える職員間の連携はどうしたらよいのか。文化祭では、佐倉南の生徒もさくら分校の生徒も、同じフロアで混じり合って活動し、呼び込みをしたり、出し物を共に楽しみます。そこに境目はありません。さくら分校の先生方も佐倉南の職員と共に受付等をしてくださり、

まさに両校連携の行事です。昼のパン販売では、焼きたてでおいしい手作りパンを買うために、佐倉南の生徒たちは長い行列をつくりまわします。さくら分校の生徒たちの表情



さくら分校のパン販売の様子

も生き生きとしていて、パンについての説明も自信を持っています。手作りパンの販売は、さくら分校の生徒たちによる真剣な授業の成果

です。

“共に育つ”ということ、それは、“一緒にいて、互いを受け入れ、互いの良いところを認め合うこと”であると実感させられます。一緒にいることにより、生徒同士の自然な交流、学びがあります。これが、一つの校舎に、佐倉南とさくら分校があることの意味だと思えます。

3 これからの展望

佐倉南の中に、さくら分校が設置されてから6年目。これまでの5年間を両校の関係にとって草創期とすれば、これからが本当に同じ一つの校舎に2つの校種の学校があることを利点とする学校づくりをしていく時期であると思えます。

今年度、「太田の丘校舎合同防災委員会」を立ち上げました。これは大規模災害時に、佐倉南、さくら分校それぞれではなく、“太田の丘校舎の生徒と学校を守る”という視点で、両校の職員が一体となって取り組んでいこうとの趣旨のもと立ち上げたものです。早速、非常時において校内体制を一本化することについて合意し、校内の倉庫を新たに「共同防災倉庫」として整備しました。これには、佐倉南とさくら分校の両校の非常食糧・用品が収納されています。“生徒の命と安全を守る”，このことは、学校の一番の基本です。両校の生徒が共に育つためには、まず職員同士が共に同じ意識を持って

働くこと、“共同”の意識が大切です。そのことを先生方に理解してもらい実現しました。私は、このことに希望を持っています。

実は、現在の佐倉南の前に、御縁をいただいて、県立四街道特別支援学校に2年間勤務しました。県立四街道特別支援学校は、病弱教育を専門とする特別支援学校です。着任して間もなく、隣の下志津病院の重度心身障害病棟にいる小学部の生徒の病室を訪ねました。その生徒は、もう余命いくばくもない状態でしたが、担任の先生が手をさすり、語りかけ、愛情を持って接していました。その光景は、「教育」に対する私の考えをガラリと変えました。その子の命に寄り添うこと、これこそが「教育」なのだと素直に感じました。また、高校からも突然の病魔に侵され、入院等を余儀なくされた生徒たちが転入してきました。いずれも、生徒の命に寄り添う先生方の姿がそこにありました。

県立四街道特別支援学校で経験し感じたことは、数えきれません。特別支援教育について知見を広めたのはもちろんですが、何より、特別支援教育に対する認識を改めました。それは特別支援教育とは、何らかの障害を持つ児童生徒のためだけでなく、全ての生徒のための教育である、ということです。そして、今、この太田の丘の校舎にいて、“互いを尊重し、共に生きる力を持つ生徒”を育てていくこと、生徒に寄り添う教育を実践することが、佐倉南にとっての特別支援教育です。

さくら分校が佐倉南に設置されてから満5年がたち、今、お互いが支えあう存在になってきています。生徒たちは、毎日、同じ通学路を通い、同じ校舎の中で暮らしています。私たち職員も、同じ一つの校舎の中で暮らしています。あいさつをかわし、その姿をお互いにいつも見えています。「太田の丘の校舎」でいつも私たちは一緒です。一緒にいることの大切さを感じています。両校にとって、“互いを認め、共に生きる生徒が育つ学校”でありたいと願っています。